# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	地方税法における個人住民税関係事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、地方税法における個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

南大隅町長

### 公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住ら課税証明書・所得証明書の発行を行っている。  (2事務の概要 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 (1)課税対象者情報の確認 (2)納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 (3)配偶者・被扶養者情報の確認 (4)税額の決定及び納税の通知  (3)システムの名称 個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、医 (2. 特定個人情報ファイル名 (2. 特定個人情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納付 (3. 個人番号の利用 (3. 個人番号の利用 (3. 個人番号の利用 (3. 個人番号の利用 (4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1 (3. 実施する ] (3)未定 (3)未定 (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (3)ま第二における情報提供の根拠) (4)ま第三欄(情報提供の根拠) (5)ま第三欄(情報提供の根拠) (6)ま第三欄(特定付入3)までは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりでは、10年間によりによりでは、10年間によりによりでは、10年間によりでは、10年間によりによりでは、10年間によりで						
地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住ら課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 (②事務の概要 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知 個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、医 2. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納 3. 個人番号の利用						
払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住 ら課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ④税額の決定及び納税の通知 ③システムの名称 個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、医 2. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納付 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する ] ②実施 3)未定 番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供の根拠)						
2. 特定個人情報ファイル名  課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納付  3. 個人番号の利用  法令上の根拠  ①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1  4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  「実施する ] (選択、1)実施の有無 [ 実施する ] 2)実施 3)未定  番号法第19条第8項 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付れる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57 8,5の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,1	特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認					
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納付 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 「実施する ] ②選択し、 1) 実施 2) 実施 3) 未定 番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三は情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付れる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57 2法令上の根拠 ②法令上の根拠						
3. 個人番号の利用						
上の根拠	青報ファイル					
②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第1  4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  「実施する ] (選択) (1) 実施 (2) 実施 (3) 未定 (別表第二における情報提供の根拠) (1) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付れる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,1						
(選択) (1) 実施の有無 [実施する] (2) 実施 (2) 実施 (3) 未定 (3) 表第二 (7) 表第二における情報提供の根拠) (1) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付れる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57 (8,5の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,1	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条					
①実施の有無       [ 実施する ]       1) 実施2) 実施3) 未定         番号法第19条第8項 別表第二       (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付れる項1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,1						
(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定付 れる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57 ,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,1	する					
(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84						

税務課

税務課長

①部署

②所属長の役職名

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

南大隅町情報公開・個人情報保護担当

893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地間合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

南大隅町情報公開・個人情報保護担当

893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地間合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	7年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 布機関については、それ	] 1ぞれ重点項目評		・及び重点項目評価書 ・及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	システムを通じ				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ O ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	[ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ა</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ప</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	登又ミヤる行ってき、特に発性が定し、大学に対しているでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	副本登録の際には、本所を含む3情報によるほとするリスクに対し、付別人情報を受け渡す際は確実なマスキング処理ンバー入りの書類を郵でいないかなど、ダブル間人情報を含む書類やはまない特別の情報を含む書類が	人からのマ 照会を行うる 例えば次の (USBメモリ 里等を行うと 送等するを ・ USBメモリ に 合きまれてい	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報ことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ひような対策を講じている。 Jを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が行う。 は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 いないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることか策は「十分である」と考えられる。		

9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクへの対 で使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	いる。研修においては受講確 員が研修を受講するための措	認を行い、未受講者に対 置を講じている。また、 、必要な内部監査等を	員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施して 対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての単 庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等 実施している。これらの対策を講じていることから、 考えられる。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	見直し
平成28年9月12日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二	番号法第19条第7項 別表第二	事後	見直し
平成28年9月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	Ⅰ-5-② 所属長の役職名	税務課長 畦地 耕一郎	税務課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報  保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去	新規項目	十分である	事後	
	Ⅳ-8 監査	新規項目	[〇]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・ 啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法 改正による変更
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	